

公営企業会計システム更新業務 事業者選定基準

令和5年9月

平戸市病院事業

1. 趣旨

公営企業会計システム更新業務に係る事業者選定のための審査・評価基準を下記のとおり定めるものとする。

2. 審査項目

書類名	様式
(1) 導入実績による審査	(様式4)
(2) 機能要件回答書に基づく評価	(様式5)
(3) 概算費用見積書による審査	(様式6-1、6-2)
(4) プレゼンテーションに基づく審査	

3. 各提案書等の記載項目

(1) 企画提案書

企画提案書の記載順及び内容は以下のとおりとする。評価項目の①から順に提案すること。

	評価項目	備考
①	提案システムについて	当院に提案するシステムの概要、基本コンセプト及び特徴を具体的に示すこと。併せて、提案するシステムのアピールポイント等を具体的に示すこと。
②	各出力帳票について	下記伝票・帳票等を添付し、入力方法等説明があれば内容を示すこと。 1. 調定、収入、支出及び支払伝票 2. 振替伝票 3. 資金予算表 4. 予算要求書 5. 財務三表（損益計算書、貸借対照表、CF計算書）
③	操作性・効率性について	事務処理上で職員の作業負荷の軽減が図られている点等を具体的に示すこと。
④	サポート体制について	システム導入時及び稼動後において、システムの安定稼動を図るうえで、保守及びサポートの内容について具体的に示すこと。
⑤	移行計画について	システム導入のスケジュールを職員の作業量を含めて具体的に示すこと。
⑥	システムの拡張性について	パッケージのカスタマイズ、法改正や組織改正による改修やバージョンアップ等への対応方法や費用の考え方について具体的に示すこと。
⑦	地方公営企業会計業務のシステムによる一元管理化について	Excel等の別のソフトウェアで作成したファイルと共に複合的に管理している現状を改善するための方法を具体的に示すこと。

(2) 機能要件回答書（書式5）

① 事業者回答欄

所定の書式に基づき、機能要件回答書の各欄について次のとおり記載すること。

機能項目	表記
パッケージの標準機能として対応可能	◎
初期費用内、または、無償カスタマイズで対応可能	○
代替案により対応可能	△
有償カスタマイズで対応	※
対応不可	×

② 技術提案欄

代替案により実現可能な場合は、その代替案を必ず明記すること。

(3) 概算費用見積書（様式6-1、6-2）

公営企業会計システム更新業務仕様書（別添参照）に記載されている全ての項目に係る費用を下記のとおり見積もり記載すること。

なお、ソフトウェア保守費、ハードウェア保守費及びその他諸経費は見積価格には含まれないが、採点の対象とするため記載すること。

① 概算費用見積書（様式6-1）

- (1) ソフトウェア一時経費
- (2) ハードウェア一時経費
- (3) ソフトウェア保守費
- (4) ハードウェア保守費
- (5) その他諸経費 【(1)～(2)に含まれない諸経費で保守費を除く】

② 機器明細書（様式6-2）

4. 審査項目及び配点

審査項目及び配点は以下の表のとおりとする。

審査項目	配点	比率
(1) 導入実績による審査	50点	5%
(2) 機能要件回答書に基づく評価	300点	30%
(3) 概算費用見積書による審査	150点	15%
(4) プレゼンテーション審査	500点	50%
計	1,000点	100%

(1) 導入実績による審査【配点50点】

平成30年度以降に一般病床数50床以上の規模の病院で導入した財務会計システム及びそれに類するシステムのうち、契約からシステム稼働までを対応したもので現在も稼働中のものついて、以下に基づき配点を行う。

導入実績	配点
21施設以上	50点
16～20施設	40点
11～15施設	30点
6～10施設	20点
5施設以下	10点

(2) 機能要件回答書に基づく評価【配点300点】

事業者が回答した機能要件回答書について、下記「(表1) 機能要件回答書の評価方法一覧」により点数を算出し、以下に基づき配点を行う。

なお、代替案により実現可能な場合は、その代替案を必ず明記するものとする。この記載がない場合は「対応不可」とみなすものとする。

(表1) 機能要件回答書の評価方法一覧

機能項目	表記	配点
パッケージの標準機能として対応可能	◎	10点
初期費用内、または、無償カスタマイズで対応可能	○	
代替案により対応可能	△	5点
有償カスタマイズで対応	※	1点
対応不可	×	0点

<算出方法>

- ① 機能要件回答書に対して、上記4-(2)の配点に基づき各項目の点数を算出する。
- ② 前記①で算出した点数を合計し、その点数を満点(1,520点)で割り、得点取得割合を算出する(小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位までを算出)。
- ③ 前記②で算出した得点取得割合に、上記4. の配点(300点)を乗じて得た得点を評価点とする(小数点以下が生じる場合は、小数点以下第1位を四捨五入して算出)。

(例) 得点が1,010点の場合

a) 得点取得割合は、 $1,010 \div 1,520 \div 0.664$

小数点以下第3位を四捨五入→0.66

b) 機能要件回答書に基づく評価点は、 $300 \times 0.66 = 198$ 点

(3) 概算費用見積書による審査【配点150点】

価格点については、「概算費用見積書」(様式6-1)の総合計額について、下記の評価方式により配点を行う。

価格点 = (最低見積価格 / 見積価格) × 配点150点 (小数点以下第1位を四捨五入)

(4) プレゼンテーション審査【配点500点】

プレゼンテーションの審査については以下に基づき評価を行う。

評価項目		評価基準	配点
①	提案システムについて	プレゼンテーション全体における内容及び質問事項の対応について	50点
②	各出力帳票について	伝票の構成は見やすい表示となっているか、データ入力しやすい画面構成がなされているか。予算編成は担当者が作成しやすい工夫がなされているか。	50点
③	操作性・効率性について	職員の画面入力における作業負荷の軽減が図られているか、画面表示が見やすい、画面遷移がスムーズである、データの入力・出力、ガイド機能・エラー注意機能の搭載などシステム全体の操作性に事務機能効率の向上が図られているか。	50点
④	サポート体制について	導入時及び稼動後において、財務会計システム等の安定稼動を図るうえで、保守及びサポート体制が十分であるか	100点
⑤	移行計画について	稼動に向けて安全なスケジュールの計画であるか、検証等で職員の作業負荷軽減を図る対応策が提示されているか	50点
⑥	システムの拡張性について	パッケージ機能やカスタマイズ等により、当院が求める機能要件を十分に満たすことができるか	50点
⑦	地方公営企業会計業務のシステムによる一元管理化について	システム更新後の事務処理にとって有効な提案であるか。	150点
計			500点

5. 審査項目及び配点

導入実績、機能要件回答書、概算費用見積書及びプレゼンテーションによる審査の結果、最も評価点の高かった者を優先交渉権者として決定する。なお、次に評価点の高い提案者を次点交渉権者として決定する。

6. その他

- (1) 提案に係わる一切の経費については、提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案書は返却しないものとする。
- (3) 本業務の委託事業者として選定された事業者が、次年度以降の保守業務を行うものとする。ただし、当該業務に係る予算が承認された場合に限る。